

令和 8 年

# 波佐見町議会臨時会会議録

第2回  
開会：令和 8年 5月29日  
閉会：令和 8年 5月29日

波佐見町議会

## 令和8年第2回（5月）波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第 1 日	5月29日	金	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案審議（質疑・討論・採決）
(以下余白)				

## 令和8年 第2回(5月)波佐見町議会臨時会 目次

### 第1日目(5月29日)(金曜日)

○開会・開議 .....	2
○会議日程	
日程第1 会議録署名議員の指名 .....	2
日程第2 会期の決定 .....	2
日程第3 提案要旨の説明 .....	2
議案審議(質疑・討論・採決)	
日程第4 議案第33号 .....	4
日程第5 議案第34号 .....	6
日程第6 議案第35号 .....	9
日程第7 議案第36号 .....	16
日程第8 議案第37号 .....	17
日程第9 議案第38号 .....	18
日程第10 議案第39号 .....	19
日程第11 報告第1号 .....	21
日程第12 報告第2号 .....	22
○閉会 .....	22

# 令和8年第2回（5月）波佐見町議会臨時会議事日程（第1号）

令和8年5月29日（金）

午前9時30分開議

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第 33 号 波佐見町名誉町民の選定について
- 第 5 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて  
（波佐見町税条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和7年度波佐見町一般会計補正予算（第8号））
- 第 7 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和7年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））
- 第 8 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和7年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 第 9 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和7年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））
- 第 10 議案第 39 号 財産の取得について
- 第 11 報告第 1 号 令和7年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 12 報告第 2 号 令和7年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

## 第1日目（5月29日）（金曜日）

### 1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

### 2. 欠席議員

な し

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 古賀 真悟 書記 一瀬 若菜

### 4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総務課長	福 田 博 治	企画情報課長	澤 田 健 一
商工観光課長	太 田 誠 也	商工観光課長参事	馬 場 真 琴
施設整備室長	大 橋 秀 一	税務財政課長	松 添 博
住民福祉課長	小佐々 慶太	農林課長兼 農業委員会事務局長	朝 長 哲 也
農林課長参事	太 田 克 宏	建設課課長補佐	本 山 征一郎
水道課長	伊 藤 幸 治	長寿支援課長	串 島 佳 織
子ども・健康保険課長	石 橋 万 里子	会計管理者 兼 会 計	井 関 昌 男
教 育 長	森 田 法 幸	教 育 次 長 兼 給食センター所	林 田 孝 行
総務課課長補佐	坂 本 昌 俊	税務財政課 財政管財班係	小 柳 拓 也

---

## 午前9時30分 開会・開議

### ○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和8年第2回波佐見町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第136条の規定により、1番 前田博司議員、2番 脇坂正孝議員を指名します。

### 日程第2 会期の決定

### ○議長（尾上和孝君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。ご意義ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

### 日程第3 提案要旨の説明

### ○議長（尾上和孝君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

前川町長。

〔 町長登壇 〕

### ○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本日ここに令和8年第2回波佐見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙のところ御健勝にて御出席を賜り誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、4月4日と5日に開催されました中尾山桜陶祭は約8,000人の来場者でにぎわいを見せ、漫画家小玉ユキさんの漫画「青の花 器の森」の舞台をめぐる周遊スタンプラリーも6月30日まで開催されているところであり、好評を博していると聞いております。

また、4月29日から5月5日まで開催をされました波佐見陶器まつりには、一部天候に恵まれないう日もありましたが、昨年と同じ26万人のお客様をお迎えすることができ、大きなにぎわいを見せたところでした。

令和8年度も間もなく2か月が過ぎようとしていますが、このように各種イベントも主催者皆様の円滑な運営で、いずれも盛会に行えており、また我々行政の各事務事業も順調にスタートを切れてい

るところでございます。

その中で、本年度の大きな行事でございます、施行 70 周年記念式典でございますが、来る 5 月 31 日午前 10 時から総合文化会館におきまして、町内外から御来賓並びに関係者をお迎えし開催することとしており、併せてこの 10 年間で御功績がございました方々を特別功勞として表彰することとしております。

またアトラクションとして、ふるさと大使であります岩永博昭さんのトークショーに加え、波佐見児童合唱団と波佐見混声合唱団との合同講演も行うこととしておりますので、式典が盛会となりますように、議員皆様の御高配をよろしくお願いいたします。

それでは、本臨時会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。

議案第 33 号 波佐見町名誉町民の選定については、前町長の一瀬 政太氏に名誉町民の称号を贈りたいので、波佐見町名誉町民条例の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 34 号（専決第 2 号） 専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部が 3 月 31 日付で改正され、その一部が 4 月 1 日から施行された施行されるため、所要の改正としまして、波佐見町税条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定に基づき 3 月 31 日付で専決処分したので議会の承認を求めるものです。

議案第 35 号（専決第 3 号） 専決処分の承認を求めることについては、令和 7 年度一般会計補正予算（第 8 号）について、地方自治法の規定に基づき 3 月 31 日付で専決処分したので議会の承認を求めるものです。補正の主な内容については、歳入歳出の予算の総額から 3 億 8,000 万円を減額し、補正後の予算総額を 114 億 4,000 万円とするものです。

主な内容は、歳入については町税の納付実績による増額、各種交付金、地方交付税や国県支出金等の最終交付決定額に基づく増減のほか、寄附金、基金繰入金及び町債の減額を行っています。

一方、歳出については年度末実績に基づく減額補正が主なものであり、剰余金の処分については、公共施設等整備基金、減債基金への積立てを行っています。

議案第 36 号（専決第 4 号） 専決処分の承認を求めることについては、令和 7 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法の規定に基づき 3 月 31 日付けで専決処分したので議会の承認を求めるものです。補正の内容については、歳入歳出の予算総額から 9,300 万円を減額し、補正後の予算総額を 17 億 200 万円とするものです。

主な内容は、年度末実績による補正で、歳入については保険料、国県支出金などの減額。歳出については、保険給付費などの減額がある一方で、基金積入金及び予備費の増額を行っています。

議案第 37 号（専決第 5 号） 専決処分の承認を求めることについては、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法の規定に基づき 3 月 31 日付で専決処分したので議会の承認を求めるものです。補正の内容については、歳入歳出の予算総額から 200 万円を減額し、補正後の予算総額を 2 億 4,700 万円とするものです。

主な内容は年度末の実績による歳入、歳出各費目の減額がある一方で、歳出の予備費の増額となっています。

議案第 38 号（専決第 6 号） 専決処分の承認を求めることについては、令和 7 年度介護保険事業特

別会計補正予算（第4号）について、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分したので、議会の承認を求めるものです。補正の内容については、歳入歳出の予算総額から2,900万円を減額し、補正後の予算総額を14億5,300万円とするものです。主な内容は、年度末の実績による歳入歳出各費目の減額がある一方で、歳出の予備費の増額となっています。

議案第39号 財産の取得については、学校給食センタースチームコンベクションオープン購入について、5月15日に実施された一般競争入札の結果、落札した株式会社 長崎日調と契約を締結したので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

報告第1号 令和7年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、諸般の事情により令和7年度内に完了できずに令和8年度へ繰越明許費となる事務事業について、地方自治法の規定に基づき報告するものです。

報告第2号 令和7年度波佐見町一般会計予算事故繰越計算書の報告については、事故によりやむを得ず令和8年度に繰り越す事務事業について、地方自治法の規定に基づき報告するものです。

提出した議案は以上であり、詳細については御審議の折に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる決定を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

[ 町長降壇 ]

#### 日程第4 議案第33号

##### ○議長（尾上和孝君）

日程第4. 議案第33号 波佐見町名誉町民の選定についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

村山副町長

##### ○副町長（村山弘司君）

議案第33号 波佐見町名誉町民の選定について御説明いたします。

下記の者を波佐見町名誉町民に選定をし称号を贈りたいから、波佐見町名誉町民条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

提案する方は、前波佐見町長 一瀬 政太様。なお、住所地番及び生年月日は記載のとおりでございます。

別紙に一瀬様の略歴を掲載しておりますが、一瀬様は波佐見町長として平成10年9月から令和4年9月まで、6期24年の長きにわたり本町の町政運営を担われました。この間、財政再建、行政改革、自治会制度の導入、波佐見焼をはじめとする地場産業の振興、県営工業団地や企業誘致、町営工業団地の整備、観光交流人口の増加、ふるさと納税の拡大など、元気な波佐見町の町政発展に多大な御貢献をされました。また、長崎県町村会会長や、全国町村会副会長など要職を歴任され、地方自治の振興発展にも御尽力をされました。

このような御功績に対し、波佐見町名誉町民の称号を贈りたく、お諮りするものでございます。

なお議決をいただいた後は、5月31日の町制施行70周年記念式典において称号の贈呈を行いたいと考えております。

以上で、議案第33号の提案説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

今、御提案がございました案件ですが、波佐見町名誉町民条例の中の4条に「特典または待遇」という項目がございますけれども、ここに書かれてる内容について、今回お考えになってる特典についてはどういうものがあるか、御説明をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

波佐見町名誉町民条例の第4条に「名誉町民に対しては、次の特典または待遇を与えることができる」とされております。第1号から第4号までありますが、いわゆるこういった御功績に対して顕彰を行うということになります。したがって、この後ですね、先ほど副町長が申したとおり、町制施行70周年記念式典の折にですね、御功績を御披露し、しっかりその内容を皆さんにお伝えするというのも一つでございます。

折を見て一瀬様の顕彰については、顕彰をお知らせすることがあればですね、しっかりやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

町70周年記念の際にそういう町民表彰のことをですね、称号を送られるってことは分かりました。で、私質問したのはですね、第4条に書かれてる特典の内容についてはどういうふうにお考えになっているのかということをお質問してるので、回答になってないんですが、どうですか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

例えばでございますが、これまで4人の方が名誉町民のほうに称号を贈られております。その時々で時代に応じて、福田清人先生であればですね、碑の建立とか、あるいは記念碑なりの御紹介ということもあるようでございます。

したがって、どういった特典があるかというのはこれから、考えていくところでございますが、第4号にもですね、具体的には内容が書かれておりますので、条例のほう確認していただければ、そのとおりかなと思います。

過去においてはですね、名誉町民にみなされた方についてはですね、この第4号の規定も該当するようなこともあっております。例えばでございますが、そういった内容があったときにはですね、議会のほうにはですね、お諮りするということになると思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

結果的にはですね、今後考えるということですか。

だから、ここに賞を与えられるんですけど、その賞に伴う部分については、ここに書かれている4

条に掲げている案件は全て行うということですか。それとも今後考えていきますよということですか。どっちははっきりしてください。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今後しっかり考えていくということでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

先ほどですね、名誉町民について4名が受賞されてるということだったんですが。確認のため、どなたが受賞されたのかをちょっと教えてください。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

お待たせしました。まず、福重 武次郎様（昭和47年2月12日）、今里 久香様（昭和47年2月12日）、今里 廣記様（昭和53年2月24日）、そして福田 清人様（昭和55年5月8日）に賞の授与が行われております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号 波佐見町名誉町民の選定についてを採決します。本案は原案のとおり、選定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第34号

○議長（尾上和孝君）

日程第5. 議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

波佐見町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分

したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2 ページをお願いいたします。専決処分書になります。専決理由ですが、令和 8 年 3 月 31 日付で地方税法の一部が改正公布され、令和 8 年 4 月 1 日から一部の規定が施行されるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分するものです。以降、3 ページ目から 15 ページ目までが別紙といたしまして、改正文を掲載しております。

16 ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、今回の税条例改正の概要を作成しておりますので、そちらで御説明をさせていただきます。

まず、1. 条例改正の趣旨については、先ほどの専決理由と同様でございます。2. 条例改正の概要について御説明いたします。条例改正内容が多くなりますので、これから御説明する改正内容については、その下に内容の詳細を記載しておりますので、あわせて御覧ください。

まず、個人住民税になります。

(1) 特定大口株主配当等の特定配当等への追加。

(2) 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う寄附金控除の算定方法の改正。

(3) 公的年金等受給者の扶養親族と申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正。

17 ページをお願いいたします。

(4) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例。

(5) 住宅借入金特別控除特別税額控除の適用期限の延長。

(6) 特定暗号資産取引に係る課税の見直し。

(7) 優良住宅地の造成地のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長。

18 ページをお願いいたします。固定資産税関係になります。

(1) 物価上昇等に伴う免税点の引上げ。

(2) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し。

(3) 特別特定建築物のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の拡充延長。

最後に、軽自動車税関係となります。関係環境性能割の廃止となります。

19 ページをお願いいたします。施行期日については附則により定めておりますが、19 ページの表にまとめているとおりとなっております。なお今回、平成 26 年に改正されました本条例の改正附則の中に、種別割という文言がありますので、その部分を削る改正も今回の附則に追加をしております。

20 ページから 25 ページまでが改正された法令に対する条例及び概要の対応表となっております。以上が、改正の内容の主なものになります。なお、26 ページから 82 ページ目までが新旧対照表となっておりますので御参照ください。

以上で議案第 34 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6 番 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

説明を受けました18ページ。固定資産税関係の（1）の分ですが。この内容についてはですね、恐らく先ほどお話しされました法改正によるものだと思うのですが、この説明の中で物価上昇への対応は分かります。次の中小企業負担軽減等の、内容等が分かれば教えてください。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

中小企業においてもですね固定資産税の免税店が適用されるんですが、これ以下の資産を持つてるところには、中小企業も課税免除ということになりますので、そのあたりで中小企業の負担軽減等というところで記載をしております。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

非課税者、今現在受けてらっしゃる方——土地家屋あたりの非課税と内容を承知しておりますが、非課税者の、いわゆる減額も見込めるというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

この制度はですね、非課税の免税が上がるということですので、現在の非課税の方はそのまま非課税という形になっております。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

今回のこの改正によって課税減額が、おおよそでいいんですが、どのくらい減るかを分かれば教えてください。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

先ほどもお示ししたとおりですね、この改正が令和9年4月1日からとなっております。この年がですね、評価替えと併せて国のほうが税条例の改正を求めてきているものでございますので。評価替えがあった時点でないとですね、ちょっとここらあたりの算定はできないようになっておりますので。申し訳ございません、算定できておりません。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第 34 号は原案のとおり承認されました。

## 日程第 6 議案第 35 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 6 . 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議案第 35 号（専決第 3 号） 令和 7 年度波佐見町の一般会計補正予算（第 8 号）については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したものについて承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ 3 億 8,000 万円を減額し、総額を 114 億 4,000 万円とするものです。繰越明許費の追加、変更及び廃止については、第 2 表 繰越明許費補正によります。債務負担行為の廃止は第 3 表 債務負担行為補正によります。地方債の変更及び廃止については、第 4 表 地方債補正によります。

今回の補正は、令和 7 年度一般会計の最終補正として決算見込みによる事業費の増減とそれに伴う財源補正を行い、見込まれる決算余剰金を基金へ積み立てることが主なものとなっております。

7 ページをお願いいたします。第 2 表 繰越明許費の補正ですが、1 の追加分につきましては、年度内に事業完了できなかったものについて、新たに繰り越すこととなったものです。2 の変更分につきましては、さきに承認いただいた繰越し事業のうち 7 つの事業において、令和 7 年度の執行状況により繰越額を変更するものです。3 の廃止分につきましては、さきに承認いただいた繰越し事業のうち、年度内に事業が完了したことにより、繰越しを廃止するものです。

8 ページをお願いいたします。第 3 表 債務負担行為の補廃止ですが、ICT 支援員配置事業について、今回廃止を行っております。

9 ページをお願いいたします。第 4 表 地方債の補正ですが、1 の事業変更については 5 つの事業でそれぞれ事業費の起債対象額の変更によって補正を行っており、内訳は記載のとおりでございます。2 の廃止については、1 つの事業について、事業実施に交渉協議に時間を要したため廃止をするものでございます。

次に歳入に関し、主なものを御説明いたします。12 ページをお願いいたします。12 ページの 1 款、1 項、町民税から 16 ページ 1 款、5 項、入湯税までの各町税につきましては、その実績見込みに基づき補正を行っております。

17 ページをお願いいたします。17 ページの 2 款、地方譲与税から 27 ページの 9 款、地方特例交付金につきましては、実績に基づき補正を行っております。

28 ページをお願いいたします。10 款，1 項，地方交付税ですが、3 月に特別交付税が交付されましたので、その実績により 6,222 万 3,000 円の補正を行っております。

29 ページをお願いいたします。12 款，農林水産事業費負担金から、42 ページの 16 款，財産収入につきましては、それぞれの事業等の実績等に応じて補正を行っております。

43 ページをお願いいたします。17 款，1 項，寄附金ですが、2 目のふるさとづくり応援寄附金は、実績により 1 億 1,000 万円減額しておりますが、今年度の寄附額は、前年度比約 2 億 3,300 万円減の 15 億 9,348 万 8,708 円となりました。

44 ページをお願いいたします。18 款，1 項，基金繰入金ですが、1 目．財政調整基金繰入金については、一般財源が不足する分を基金繰入れとして予算計上をしておりましたが、歳入において一般財源の確保ができたため、2,558 万 8,000 円の全額について今回減額するものです。なお、3 目．ふるさとづくり応援基金繰入金については、財政財源調整を行ったことに伴い 1 億 150 万円減額をしております。

45 ページをお願いいたします。45 ページ～49 ページの 20 款，諸収入につきましては、それぞれの実績等に応じて補正を行っております。

50 ページをお願いいたします。21 款の町債ですが、9 ページの第 4 表 地方債補正で説明したとおり、各事業や起債対象額の変更によりいずれも減額補正を行っております。

次に歳出に移りますが、こちらは各担当課から説明をいたします。

まずは税務財政課所管分から説明いたします。53 ページをお願いいたします。2 款，1 項，5 目．財産管理費 24 節．積立金ですが、決算剰余金のうち 1 億 9,095 万円を増額し、そのうち公共施設等整備基金積立金に今後の施設整備費用等に充当するため 9,000 万円を計上をしております。

次のページをお願いいたします。減債基金積立金は、今後の元利償還金の支払いに備え、将来の財政負担の軽減と財政の健全化を図るため、1 億円を積み立てることとしております。

58 ページをお願いいたします。2 款，1 項，19 目．先ほどと同じ減債基金費になりますが、類似する他の基金積立金と整合性を図るため、先ほどの 54 ページ 2 款，1 項，5 目．財産管理費の 24 節．積立金、減債基金積立金で管理するために、既に予算計上をしておりました 1,138 万 2,000 円を全額減額しております。

56 ページをお願いいたします。2 款，1 項，11 目．ふるさと納税管理費ですが、寄附金及びかかった経費の実績に応じ、それぞれ補正額を計上しております。そのうち 24 節．積立金は、利子を含め 3,002 万 3,000 円の減となり、令和 7 年度の積立金が約 8 億 1,531 万円となります。

これにより令和 7 年度末時点の基金残高は約 23 億 8,189 万円となります。

税務財政課からは以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

次に、企画情報課所管の主なものについて御説明いたします。

55 ページをお願いいたします。2 款，1 項，9 目．12 節．システム改修委託料を 1,658 万 2,000 円減額しております。これは標準化の延伸によるものでございます。

次に 57 ページをお願いいたします。2 款，1 項，12 目，18 節．定住奨励金を 595 万円減額しております。これは、申請実績件数の大幅な減少によるものです。

以上で、企画情報課関連の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 小佐々住民福祉課長。

○住民福祉課長（小佐々慶太君）

次に、住民福祉課所管分について、主なものを御説明いたします。

60 ページをお願いいたします。2 款，3 項，1 目．戸籍住民基本台帳費 12 節．委託料です。システム改修委託料ですが、これは戸籍システム、コンビニ交付システム、住民記録システムの「氏」及び「ふりがな」機能の改修を行うものであり、国が 7 年度補正予算で追加決定したことから本町でも 7 年度に計上し繰越して 8 年度に実施するものです。

65 ページをお願いいたします。3 款，1 項，3 目．障害者福祉費 18 節．負担金、補助及び交付金です。東彼地区保健福祉組合負担金（地域生活支援事業）ですが、福祉組合から負担金の減額調整がありましたので 108 万 8,000 円を減額しています。

66 ページをお願いいたします。同じく 19 節．扶助費です。1 行目、福祉医療費ですが事業完了により 242 万 3,000 円を減額しています。3 行目、自立支援医療給付費（更生医療）ですが、事業完了により 650 万円を減額しています。5 行目、補装具給付費ですが、事業完了により 290 万円を減額しています。9 行目、計画相談支援給付費ですが、障がい者の方の生活を支援する相談が増加したため、171 万 5,000 円を増額しています。12 行目、介護給付費（日中活動・施設入所系サービス）ですが、事業完了により 1,730 万円を減額しています。これは見込みより利用が伸びなかったためです。

以上で、住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明をいたします。ほとんどが実績に基づく減額補正となります。

67 ページをお願いします。3 款，2 項，1 目．児童福祉総務費は総額で 1,075 万 3,000 円の減額で、金額の大きいものとして、68 ページ 19 節．福祉医療費の減額になります。福祉医療費は、令和 7 年 10 月から現物給付のエリアを佐世保市まで拡大したため支給が増えるものと想定をしましたが、実績が下回ったものです。

3 款，2 項，2 目．児童措置費は、総額 2,588 万 3,000 円の減額で、主なものとしては、12 節．私立保育所施設型給付費委託費の減額です。委託料の単価となる公定価格は毎年上昇をしており、前年度並みの上昇率と大きく見込み過ぎたため不用額が生じたものです。

70 ページをお願いします。4 款，1 項，2 目．予防費は総額 607 万 4,000 円の減額で、これは予防接種を受ける人が想定を下回り、実績に基づき減額をしています。3 目．母子衛生費は総額で 413 万円、4 目．健康増進費は 217 万 4,000 円を実績に基づき減額をしております。

令和 7 年度は、母子手帳の発行が 74 人と過去最低となっており、給付費や母子健康診査委託料の減額の要因となっております。

以上で、子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 串島長寿支援課長。

○長寿支援課長（串島佳織君）

長寿支援課所管分について御説明いたします。

65 ページをお願いいたします。3 款，1 項，2 目．老人福祉費全体で 568 万 3,000 円を減額しております。主な内容としまして 19 節．扶助費は、養護老人ホーム入所措置費実績見込みにより 110 万円減額しています。

27 節．繰出金は、介護保険事業における保険給付費や地域支援事業の実績見込みに伴い、負担すべき繰出金を 438 万 2,000 円減額しています。

以上で、長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 朝長農林課長。

○農林課長（朝長哲也君）

それでは、農林課関係を御説明いたします。

ページは 74 ページをお願いします。6 款，1 項，3 目．農業振興費の 12 節．委託料でございます。有害鳥獣捕獲対策委託料を 556 万 5,000 円減額しておりますが、こちらにつきましては主にイノシシ、アライグマ、アナグマのですね捕獲費でございますが、当初予算が 810 頭で計算をしておりましたが、捕獲実績が 493 頭と大幅に減りましたので、その部分の減額になります。

18 節．負担金、補助及び交付金の町獣害対策費補助金でございます。119 万 4,000 円。こちらにつきましてはワイヤーメッシュの補助金でございますが、4 地区実績に応じて減額をいたしております。

その下、J A ライスセンター再編整備事業費補助金 4,100 万 6,000 円を増額させていただいております。こちらにつきましては当初、国・県の補助金が 6 割ということで話を進めておりましたが、その後 6 割から 3 分の 2、66%まで国・県の補助金が伸びたために、その部分につきまして増額補正をさせていただいております。

次のページ、75 ページをお願いします。6 款，1 項，6 目．18 節．農地集積協力事業費補助金でございます。こちらは 100 万円減額をしておりますが、こちらにつきましては、農地バンクの貸し借りをずっと行っておりますが、今年度につきましてはそういった新規の貸し借りのがなかったということで 100 万円減額をさせていただいております。

続きまして 76 ページをお願いします。6 款，1 項，11 目．担い手対策費の 18 節．新規就農者支援事業費補助金でございます。175 万 4,000 円を増額させていただいておりますが、こちらにつきましては町単独の補助事業でございます。新規就農者に対しましてですね、農業機械、資材、中古ハウス等の移設に対して 2 分の 1 の補助金を設けておりますが、実績に応じて 175 万 4,000 円を増額をしておるものでございます。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

引き続き、農林課農地林務班関係の主なものについて御説明いたします。

75 ページをお願いします。6 款，1 項，5 目．土地改良費 18 節．負担金、補助及び交付金について

て、説明の中の、農業経営高度化促進事業費補助金 265 万 9,000 円の増、及び農業競争力強化農地整備事業費補助金 315 万円の減につきましては、県からの補助の交付が一本化して交付決定されたため、町の予算についても、組替えにより一本化し、事業の実績と合わせて調整を行ったところです。

ページが飛びまして 96 ページをお願いします。11 款，1 項，1 目．農地農業用施設災害復旧費 14 節の工事請負費について 4,710 万円を減額しております。こちらについては令和 7 年、現年災において農業用施設の災害の発生がなかったこと、また、令和 3 年災において残事業の工事費を見込んでおりましたが、想定よりも増額等が少なかったために減額するものです。

以上で、農林課関係の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

それでは、商工観光課所管の主なものについて御説明いたします。55 ページをお開きください。

2 款，1 項，8 目．諸費 18 節．負担金、補助及び交付金でございます。旅客運送運転主確保対策事業費補助金（住宅補助）について、実績に応じて 120 万円を減額しております。

57 ページをお開きください。2 款，1 項，13 目．地域づくり事業費 18 節．負担金、補助及び交付金でございます。地域おこし協力隊事業費補助金について、交付実績により 270 万円を減額しております。これにつきましては、年度途中で新規の隊員を採用したというふうなことに基づくものでございます。

飛びまして 78 ページをお開きください。7 款，1 項，2 目．商工振興費 18 節．負担金、補助及び交付金でございます。窯業人材育成等産地支援事業費補助金を 409 万 3,000 円を減額しております。これにつきましては、県の補助金の減額に伴い、併せて町の補助金も減額をしたというふうなことでございます。

続いて、経営強化支援補助金を 266 万 7,000 円。生地生産環境改善対策事業費補助金を 132 万 8,000 円、それぞれ交付実績に応じ減額をしております。

次ページをお開きください。7 款，1 項，3 目．観光費 18 節．負担金、補助及び交付金でございます。インバウンド推進事業費補助金を交付実績により 130 万円を減額しております。

続きまして、7 款，1 項，4 目．陶芸の館管理費 14 節．工事請負費でございます。陶芸の館トイレ改修工事について、工事实績により 128 万 8,000 円を減額しております。

以上で、商工観光課所管分についての説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは、次に、建設課管分の主なものについて御説明いたします。

84 ページをお願いいたします。8 款，土木費 4 項，1 目．都市計画総務費 18 節．負担金、補助及び交付金、都市計画基礎調査事業負担金については、県が行う基礎調査になりますが、これが県のほうで入札を行うものでございます。その入札が減になったため、その分の減額を行ったものでございます。

次に 3 目．土地区画整理事業費でございますが、これまでも事業の進捗を図るべく、繰越し等を行

いながら実施してまいりましたが、今回、交差点協議、またそれに伴う支障電柱の移設協議がですね、現在も続いておまして、時間を要しているところでございます。

このことから令和7年度分につきましては繰越しを行わず、めどが立った時点で改めて予算の計上を行うということで、方向性をそういう形にしましたので減額を行うものでございます。

次に85ページをお願いいたします。5項、1目。住宅管理費18節。負担金、補助及び交付金については、これは申請実績に基づき減額を行っております。次に2目。住宅建設費12節。委託費及び14節。工事請負費については、折敷瀬団地設備改修工事の完成に伴い、実績により減額をしております。

以上で建設課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 伊藤水道課長。

○水道課長（伊藤幸治君）

次に、水道課所管の主要な補正内容について説明いたします。

予算書の72ページをお願いいたします。4款、1項、5目。環境衛生費18節。負担金、補助金及び交付金について、説明欄の下段に記載しておりますが、浄化槽設置整備事業補助金1,246万6,000円の減額となっております。減額理由につきましては、浄化槽設置補助金の申請件数の減によるものです。当初30件を予定しておりましたが、17件の実績となっております。

次に80ページをお願いします。7款、2項、1目。工業用水道費18節。負担金、補助金及び交付金について、143万7,000円の減額となっております。説明欄に記載しております工業用水道事業会計補助金。この補助金については、工業用水道事業費の不足分を補う意味で一般会計から補助を頂いております。事業実績による減額となっております。

次に84ページをお願いいたします。8款、4項、4目。18節。下水道費、負担金、補助金及び交付金について991万8,000円の減額となっております。説明欄に記載しております下水道事業会計補助金です。この補助金については、下水道事業の不足分を補う意味で、一般会計から補助を頂いております。この分についても事業実績による減額となっております。

以上で、水道課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 林田教育次長。

○教育次長（林田孝行君）

それでは、教育委員会所管についての主なものについて御説明させていただきます。

87ページをお願いします。10款、1項、2目。事務局費の10節。印刷製本費の社会科副読本印刷製本事業として、令和8年度における副読本の不足により250冊分を増刷したため、1176万円を増額しております。

次に、88ページをお願いします。1項、2目。事務局費17節。情報端末購入費として、長崎県共同入札会の結果、当初見込みより大幅に減額となったことから、実績に伴い120万8,000円を減額しております。

次に、91ページをお願いします。4項、1目。社会教育総務費18節。国民文化祭実行委員会補助金として、実績に伴い170万4,000円を減額しております。

次に、92 ページをお願いします。4 項、4 目。総合文化会館管理費 14 節。工事請負費の屋外機械置場鉄骨架台改修工事として、これについても実績に伴い 290 万円を減額しております。

次に、94 ページをお願いします。5 項、2 目。保健体育施設費 10 節。需用費の光熱水費として、実績に伴い 300 万円を減額しております。

以上で、議案第 35 号 令和 7 年度波佐見町一般会計補正予算（第 8 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8 番 城後議員。

○8 番（城後光君）

99 ページをお願いします。12 款、公債費 1 項、公債費 2 目の利子なんですけど。当初予算では 4,192 万 5,000 円だったんですけど、最終的な補正では 4,442 万 8,000 円なってるんですけど。大きな要因ですね——利子が上がったんだと思うんですけど、そのあたりちょっと、今分析している中で教えてもらっていいですか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

こちらにつきましてはですね、実績により組替えとかですね、予算の充て方を変えたものでございまして。今の時点で利子が上がったということは今——すみません。固定金利で、借りるようになっておりますので、現在借入れている分について利子が増えるということとはございませんので、これから借りていく分について利子が増えていくという形になります。

それを見越してですね、減債基金のほうにも、基金のほうにも予算を組ませていただいているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 8 番 城後議員。

○8 番（城後光君）

組替えとか分かるんですけど、実際最終的に当初予算から 250 万円ぐらい増えてる大きな要因をちょっと教えてください。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

今年度ですね、一部事業が終わったものについて、借り始めをしているところがあります。その分で利子が増したことによるものでございます。

○議長（尾上和孝君） 8 番 城後議員。

○8 番（城後光君）

46 ページをお願いします。20 款、諸収入 2 項、町預金利子で、1 目。町預金利子なんですけど、前年度に比べて前年令和 6 年の決算が 77 万 9,000 円に対して、大きく 225 万 2,000 円になってるんですけど。細かい、多分たくさん預金に分けてあると思うんですけど、利子の上昇が主な要因——ちょっと中身を教えてください。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

以前、財政課長をしておりましたので私のほうから。これはいわゆる町の歳計現金ですね。普通預金にしていますので、その預金の利子でございます。おっしゃるとおり、現在利子が上がっておりますので、いわゆる現金もプールしますので、その分利子が大きく反映したということで考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第 35 号は原案のとおり承認されました。

#### 日程第 7 議案第 36 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 7. 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第 36 号（専決第 4 号） 令和 7 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分しましたので承認を求めるものです。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ 9,300 万円を減額し、総額を 17 億 200 万円とするものです。内容につきましては、決算見込みに伴う調整となっております。

2 ページをお願いします。歳入については、主なものとして 1 款， 1 項，国民健康保険料を 789 万 2,000 円減額、4 款， 1 項，県負担金を 8,257 万 8,000 円、6 款， 2 項，他会計繰入金を 275 万 5,000 円減額します。

3 ページをお願いします。歳出の主なものとして、2 款，保険給付費を総額で 1 億 1,128 万 7,000 円減額しますが、これは、1 項，療養諸費から 5 項，葬祭費までの実績に応じた減額です。

4 款，1 項，保健事業費は、健診を普及推進する事業費ですが、384 万 8,000 円減額しています。町内医療機関での短期総合検診で予算を確保していましたが、昨年並みの実績となっています。2 項，特定健康診査等事業費は 209 万 1,000 円減額しています。主なものとしては、特定健診委託料の減額になりますが、受診率は昨年度と同様、ほぼ横ばいで、同目標の 60%の達成が困難な状況です。

5 款，1 項，基金積立金。令和 7 年度の決算見込みで剰余が見込まれましたので、1,181 万 1,000 円を増額しています。7 款，1 項，償還金及び還付加算金は、令和 7 年度の実績見込みで 162 万 4,000 円減額。8 款，1 項，予備費については、歳入歳出予算の差引きで 2,288 万円を増額しています。

以上で、令和 7 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第 36 号は原案のとおり承認されました。

会議の途中ですが、しばらく休憩します。10 時 50 分に再開します。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第 8 議案第 37 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 8. 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第 37 号（専決第 5 号） 令和 7 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につ

いて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分しましたので承認を求めるものです。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ 200 万円を減額し、総額を 2 億 4,700 万円とするものです。内容につきましては、決算見込みに伴う調整となっております。

2 ページをお願いします。歳入の主なものについては、1 款, 1 項, 後期高齢者医療保険料 90 万 4,000 円、3 款, 1 項, 一般会計繰入金 48 万 5,000 円、5 款, 3 項, 雑入は、健康診査委託料の実績に応じて、広域連合から補填されるものなどで 60 万 4,000 円を減額しています。

続いて 3 ページで歳出について説明いたします。1 款, 1 項, 総務管理費の 204 万 6,000 円の減額は、特定健診委託料や電算システム改修委託料の実績見込みによる減額です。2 款, 1 項, 後期高齢者医療広域連合納付金は、実績見込みによる 176 万 1,000 円の減額で、4 款, 1 項, 予備費に歳入歳出予算の差引きで 184 万 2,000 円を計上しています。

以上で、令和 7 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第 37 号は原案のとおり承認されました。

## 日程第 9 議案第 38 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 9. 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

申島長寿支援課長。

○長寿支援課長（申島佳織君）

議案第 38 号（専決第 6 号）について御説明いたします。令和 7 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,900 万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 14 億 5,300 万円とするものでございます。今回の補正は決算を見込み、全体の整理を行ったものでございます。

2 ページをお願いいたします。1 款, 1 項, 介護保険料について、収納実績見込みに基づき、全体で 707 万 3,000 円を増額しています。4 款, 国庫支出金から 6 款, 県支出金までは、国や県、支払い基金それぞれが定めた事業費から算定された交付決定額により整理を行っています。

8 款, 繰入金については、1 項, 一般会計繰入金及び 2 項, 基金繰入金について、精算見込みによりそれぞれ整理を行い、総額で 3,068 万 2,000 円の減額を行っています。

3 ページをお願いいたします。歳出になります。2 款, 保険給付費については、1 項, 介護サービス等諸費から 6 項, 特定入所者介護サービス等費までについて、利用者のサービス利用に伴うもので、精算見込みによりそれぞれ整理を行い、総額で 2,740 万円の減額を行っています。3 款, 地域支援事業費については、高齢者の地域での生活を支援する事業などにおきまして、精算見込みにより 1,563 万 3,000 円を減額しております。

以上で、令和 7 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第 38 号は原案のとおり承認されました。

## 日程第 10 議案第 39 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 10. 議案第 39 号 財産の取得についてを議題とします。本件について内容説明を求めます。松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

議案第 39 号 財産の取得について御説明いたします。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求

めるものでございます。

次のページをお願いいたします。財産の種類については、学校給食センタースチームコンベクションオープン。数量等はスチームコンベクションオープン2台。取得予定金額は1,331万円。取得予定年月日は令和9年1月29日限りとなっております。

契約の相手方は、諫早市栄田町22番50号。株式会社 長崎日調 代表取締役社長 萩原悟です。

次のページをお願いいたします。入札結果についてですが、一般競争入札による入札で2社より参加資格申請書の提出がなされ、入札を行った結果、株式会社 長崎日調が落札をしたものです。

なお、概要につきましては、担当の教育委員会から説明いたします。

○議長（尾上和孝君） 林田給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

これにつきましては、先ほど松添課長のほうからもありましたとおり、学校給食センターの老朽化したスチームコンベクションオープンを更新し、新しく取得するものでございます。

現在の機器ですが、平成12年に導入してから26年が経過しております。そういったことから、故障リスクや維持費の増加が課題となっているところでございます。

今回新たに導入する機器は、熱風と水蒸気を高度に制御するハイブリッド仕様であり、大量の給食調理を無駄なく高品質に仕上げることが可能となります。さらに、夜間の全自動洗浄機能の搭載により、調理員の作業負担を大幅に軽減し、翌日の円滑な業務開始を実現するなど、現場の省力化と業務効率化に大きく寄与するものでございます。

参考ではありますが、5ページに設置場所及びイメージとする写真を添付しておりますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。

以上で議案第39号 財産の取得についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

2ページ、3ページの入札者の代表名が違っております。どちらのほう为正解でしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

2ページに表示しております萩原悟が正式な名称でございます。失礼いたしました。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

ページ数でいうと4ページの、仕様書なんです。仕様書の4. その他のところに、据付工事期間ですよね。据付期間がなるべく夏休み期間にとは書いてあります。

でも、「夏休み期間または、冬休み期間にすること」ってあるんですが、もし夏休み期間に——なるべく夏休み期間にするとのことですが、それがもしかなく、冬休みの期間となった場合、その二学

期の給食等々に対して支障等はないのか。今故障とか、いろいろ多くなっているとのことですが、そちらのほうはどのように考えられていますか。

○議長（尾上和孝君） 林田給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

まず、夏休み期間をベースに置いております。今の中東情勢によりなかなか物が入ってこないという状況が続いておりますが、今のところであれば、夏休み期間中にできるだろうということがございます。ただ、これが期間に間に合わないということであれば、冬休み期間に、ということの設定しておりますが、今の状況でいきますと、多少の支障はきておりますが、ただそれが全く動かないということではございませんので。

そこで2台で調整をしながら、調理等を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号 財産の取得についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり決定されました。

## 日程第11 報告第1号

○議長（尾上和孝君）

日程第11. 報告第1号 令和7年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

松添税務財政課長。

○税務財政課長（松添博君）

報告第1号 令和7年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。対象となる事業は、ライスセンター再編整備事業や、重点支援地方交付金事業など、3ページ目までの合計20事業13億8,368万4,000円を繰越明許費として令和8年度に繰越しました。その財源内訳については、右側記載のとおりです。

以上で、報告を終わります。

## 日程第 12 報告第 2 号

### ○議長（尾上和孝君）

日程第 12. 報告第 2 号 令和 7 年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越し計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

松添税務財政課長。

### ○税務財政課長（松添博君）

報告第 2 号 令和 7 年度波佐見町一般会計予算事故繰越し繰越し計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものです。

2 ページをお願いいたします。対象となる事業は、土地区画整理事業を事故繰越しとして 6,350 万 4,725 円を令和 7 年度に繰越ししました。その財源内訳については、右側記載のとおりです。

なお、事故の内容につきましては、物件移転補償に係る交渉が難航し、地元関係者の承諾・合意が遅延したため、年度内の完了が困難になったことによるものです。

以上で、報告を終わります。

### ○議長（尾上和孝君）

以上 2 件は報告でございますので、これで御了承願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

令和 8 年第 2 回波佐見町議会臨時会を閉会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午前 11 時 9 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 尾 上 和 孝

署名議員 前 田 博 司

署名議員 脇 坂 正 孝